

「第6回加西能」5月4日開催



熱演する「加西市子ども狂言塾」の塾生（新作狂言「根日女」）

加西市能・狂言プロジェクト特別顧問である観世鏡之丞さんや野村萬齋さんなど、日本を代表する能楽師による公演と一生懸命お稽古に励んだ、加西市子ども狂言塾の塾生が新作狂言「根日女」を演じます。ぜひご覧ください。鑑賞には一部チケットが必要ですが、座席間隔を空けた状態で見ていただきます。

開催日：5月4日（水・祝）
場所：市民会館文化ホール
内容：第一部（無料）新作狂言「根日女」、第二部（有料）狂言「種」の酒、野村萬齋ほか、能「三輪」観世鏡之丞（加西市能狂言プロジェクト特別顧問）ほか

●チケット販売（全席指定）
発売日：3月1日（火）から
座席料金：前売券 一般3500円、高校生以下500円
※当日券は一般のみ500円増
販売場所：市民会館、地域交流センター、イオン加西北条店、西村書店、チケットぴあ、ローソンチケット
チケットの問合せ先：市民会館 ☎0160
加西能の問合せ先：文化・観光・スポーツ課 ☎8756

加西市職員を募集

事務職、技術職（土木）の職員（10月1日採用）

職種	採用予定	受験資格
事務	5名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人
土木A	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等（官公庁含む。）の正社員として、土木分野（道路、上下水道、総合技術監理部門等）における計画、設計または工事監理等の職務経験年数が3年以上（令和4年9月30日現在）ある人
土木B	若干名	平成3年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかの要件を満たす人 ①土木に関する専門課程を修了し、学校教育法に基づく4年制大学、短期大学、専修学校、高等専門学校を卒業または令和4年9月30日までに卒業見込み ②技術士（建設、上下水道、総合技術監理部門のいずれか）、土木施工管理技士（1級または2級）または土木施工管理技士補（1級または2級）の資格を有する

申込方法：市ホームページより申し込み。（書類提出不可）
受付期間：3月7日（月）8時30分～31日（木）17時15分
※募集要項は、市ホームページからダウンロードできます。（市役所でも配布中）

●試験日程
事務：（一次試験）4月15日（金）10時～24日（日）18時（予定）
SPI試験（WEB試験）
（二次試験）5月中旬集団討論（三次試験）6月上旬個人面接試験
土木A・B：4月17日（日）（予定）
土木専門試験、個人面接試験
問合せ先：総務課 ☎8705



職員採用情報

児童への10万円給付 31日まで

令和3年11月の閣議決定により0歳から18歳までのお子さんを養育する保護者に、児童1人当たり10万円を給付することに決まりました。

児童手当受給者へは12月に振り込みや案内済ですが、左記の方は申請が必要です。申請がまだの方は

問合せ先：地域福祉課 ☎8709

個人事業主等へ給付金（事業復活支援金）

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

申請期間：1月31日（月）～5月31日（火）
給付対象：次の①②を満たす中小法人・個人事業主が給付対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者、②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

問合せ先：事業復活支援金事務局申請者専用相談窓口 ☎0120-789-140（携帯電話からもつながります）
IP電話等からの問合せ先：☎03-6834-7593（通話料がかかります）
※8時30分～19時（土日、祝日含む全日対応）



非課税世帯等へ給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

●給付対象者

①住民税非課税世帯：令和3年12月10日時点で加西市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。
②家計急変世帯：①に該当する者以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間に家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

（注意）①、②ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

●申請方法

①住民税非課税世帯：対象と思われる世帯には、令和4年1月31日より「確認書」を順次送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。
②家計急変世帯（要申請）：給付金の受給には窓口での申請が必要です。該当していると思われる方は、本人確認書類、給与明細・源泉徴収票・確定申告書の控え等収入の分かる書類を用意し、担当課までご連絡ください。

問合せ先：地域福祉課 ☎8730

申請が必要な方

- ①高校生のみを養育する世帯、公務員の方
- ②離婚された方

・令和3年9月以降に離婚し、令和4年3月分の児童手当（本則給付）の受給者になっている方
・高校生等の場合は9月30日時点では養育者ではなかったものの、2月28日時点で養育者である者
既に給付金を受給されている方、給付金を受給した前養育者から給付相当額（10万円相当）等を受け取っている方を除く。

*こんな方は特にご注意ください！

- ・保護者と高校生の住民票が別
→9月末現在の保護者の住所地の市役所へ申請
- ・引っ越した
→児童手当受給者は9月の手当が支払われている自治体から給付。高校生世帯や公務員は9月末現在の保護者の住所地の市役所へ申請